

育児・介護休業法の改正ポイント

改正育児・介護法は**令和7年4月1日**と**10月1日**に施行されます。
育児・介護休業法の主な改正事項と施行時期は次の通りです。

	改正内容	施行時期
育児に関する改正	①子の看護休暇の見直し	令和7年4月1日
	②所定外労働の制限の対象となる子の範囲の拡大	
	③300人超の企業に育児休業取得状況の公表の義務付け	
	④テレワーク等の措置の努力義務化	
	⑤個別の意向の把握と配慮の義務付け	令和7年10月1日
⑥柔軟な働き方を実現するための措置の義務付け		
介護に関する改正	⑦介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置の義務付け	令和7年4月1日

①子の看護休暇が見直し

改正前

【名称】
●「子の看護休暇」
【対象となる子の範囲】
●小学校就学の始期に達するまで
【取得事由】
●病気・けが
●予防接種・健康診断
【労使協定の締結により除外できる労働者】
(1)引き続き雇用された期間が6か月未満
(2)週の所定労働日数が2日以下



改正後

【名称】
●「子の看護等休暇」
【対象となる子の範囲】
●小学校3年生修了までに**延長**
【取得事由】(※詳細は省令)
●感染症に伴う学級閉鎖等
●入園(入学)式、卒園式を**追加**
【労使協定の締結により除外できる労働者】
(1)を**撤廃**
(2)週の所定労働日数が2日以下**のみに**

②所定外労働の制限の対象となる子の範囲の拡大

改正前

3歳に満たない子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働の制限(残業免除)を受けることが可能



改正後

●**小学校就学前の子**を養育する労働者が請求可能に

③300人超の企業に育児休業取得状況の公表の義務付け

- 従業員数300人超の企業に、**育児休業等の取得の状況を公表**することが義務付けられます。(現行では、従業員数1,000人超の企業に公表が義務付けられています。)

④テレワーク等の措置の努力義務化

- 3歳に満たない子**を養育する労働者が**テレワーク**を選択できるように措置を講ずることが、事業主に**努力義務化**されます。

⑤個別の意向の把握と配慮の義務付け

- 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、**労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮**が事業主に義務づけられます。

⑥柔軟な働き方を実現するための措置の義務付け

- 3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者に関する**柔軟な働き方を実現するための措置**
- 事業主が選択した措置について、**労働者に対する個別の周知・意向確認の措置**

⑦介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置の義務付け

- 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する**個別の周知・意向確認の措置**
- 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での両立支援制度等に関する**情報提供**
- 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい**雇用環境の整備**
- 要介護状態の対象家族を介護する労働者が**テレワーク**を選択できるよう事業主に**努力義務**
- 介護休暇について、**引き続き雇用された期間が6か月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止**



9月・10月の活動報告

☑ 個別支援・相談対応 < 9 件 >



和歌山県医療勤務環境改善支援センター

県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛6階 公益社団法人和歌山県病院協会内

開設時間：平日9時～17時(土曜・日曜・祝日・12/29～1/3を除く)

TEL:073-488-5131 FAX:073-424-5676

E-mail:wabyokyo@silver.ocn.ne.jp

※ご来訪時は事前予約制・アドバイザーが病院訪問いたします